

【事業手法について】

<公民連携の基本的な考え方>

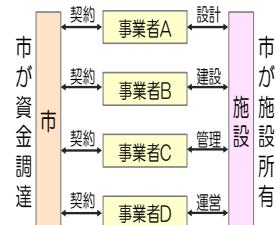
「市民が望む複合公共サービスの向上」及び「市の財政縮減効果の最大化」を図るために、本施設の設計・建設・維持管理・運営業務の整備手法として「従来方式」に加えPPP／PFI手法を含む民間資金・活力の導入による公民連携事業の可能性を調査し検討します。

公民連携方式

本事業において想定される公民連携方式（事業手法）は以下のとおりです。

(1) 従来手法

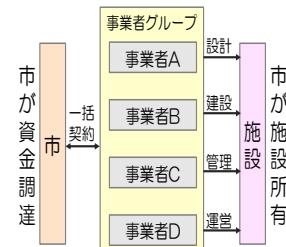
市が起債や補助金などにより自ら資金調達し、設計、建設、運営、維持管理について、業務ごとに分離して民間事業者に仕様発注するもので、公共事業で広く採用されてきた手法。
運営及び維持管理運営については、市職員による直営や委託、指定管理者制度を用いる。



(2) 新たな公民連携手法

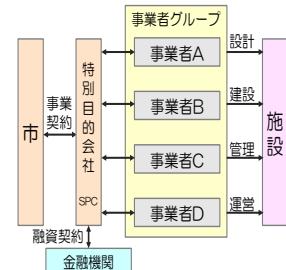
ア D B O (Design Build Operate)

市が起債や補助金などにより自ら資金調達した上で、施設の設計・建設を民間事業者に性能発注で包括的に発注する手法。
DBは、施設の設計・建設を民間事業者に性能発注で包括的に発注する手法で、DBOは、施設の設計・建設に加え、運営・維持管理を民間事業者に性能発注で包括的に事業を実施する手法。



イ P F I (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、市が民間事業者に、資金調達、設計・建設、運営・維持管理を一括・性能発注。民間事業者は、当事業のためだけの特別目的会社（SPC）を設立し包括的に事業を実施する手法。



ウ 【B T O (Build-Transfer-Operate)】

民間事業者が資金調達を行い、設計・建設した直後に建物の所有権を市に移管し、その後、契約に基づき民間事業者が運営・維持管理を行う手法。

エ 【B O T (Build-Operate-Transfer)】

民間事業者が資金調達、設計・建設、運営・維持管理を行い、契約期間終了後に建物の所有権を市に移管する手法。

図書館の運営形態について

運営形態		メリット	デメリット
直営	市が直接運営	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営に行政の意図が反映されやすい。 ・行政他部署、学校、地域との連携がとりやすい。 ・図書館運営のノウハウが蓄積される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなサービスを実施したり柔軟な発想が生まれにくいう場合がある。 ・指定管理に比較して人件費コストが高い。
指定管理者制度	図書館の指定管理者制度とは、地方公共団体が運営する図書館の管理・運営を民間事業者に委託する制度。コスト削減やサービス向上を目的としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウを活用できる ・開館日数や開館時間を拡大できる ・運営経費を削減できる ・民間の雇用拡大による地域の活性化が図れる ・効率的な運営（施設管理・労務管理ほか）が図れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの品質が低下する可能性がある ・企業の利益優先や競争力による影響が出る可能性がある ・管理業務に必要な専門知識・技術が不十分である場合、適切な保守・整備が行われない可能性がある ・職員の短期雇用、低賃金化につながる場合がある
業務委託	図書館業務の一部を委託。カウンターサービスや資料の補修、蔵書整理・点検などが委託されることが多い。 その業務に関わる職員は委託先が雇用。 委託先職員は、委託業務だけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の大幅削減が実現できる ・柔軟な職員配置ができるため、開館日・開館時間の拡大が実施しやすくなる ・労務管理の負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託職員の短期雇用、低賃金化につながる場合があり、職員の交代が容易になり異動や退職が頻発してしまうことがある ・委託職員に直接指示ができないことから、柔軟な対応が困難